

三川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1)人件費の状況（普通会計決算）

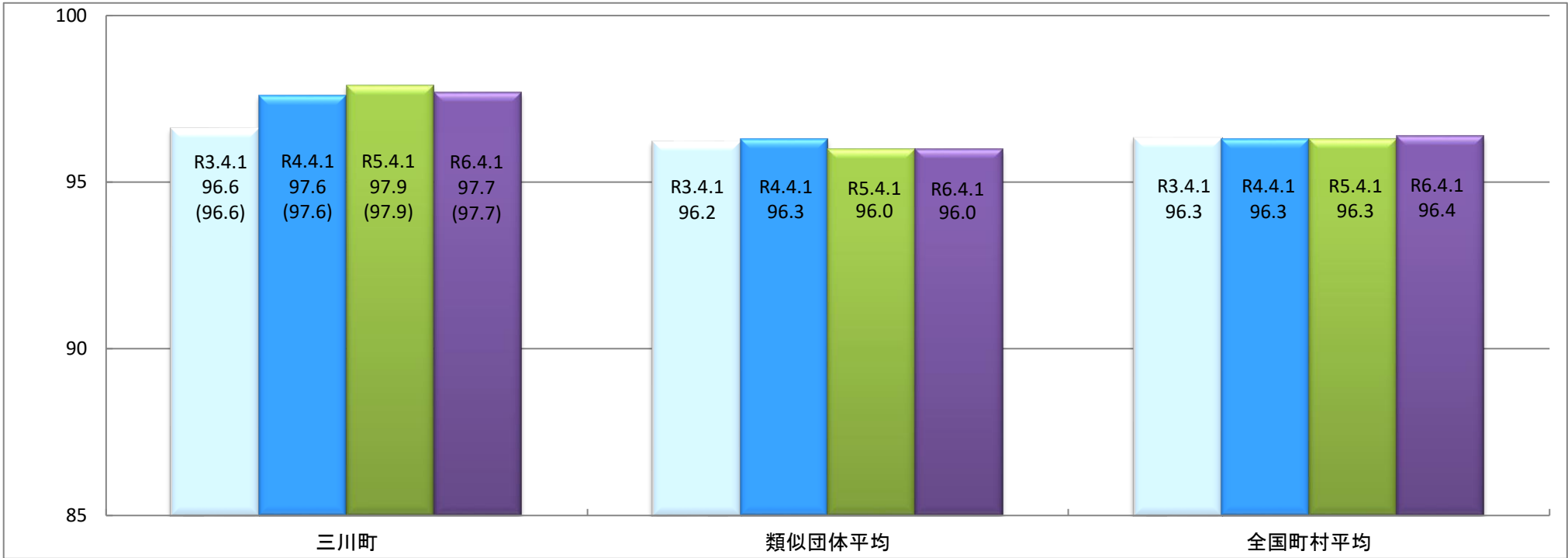
区 分	住民基本台帳人口 （令和6年1月1日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	（参考） 令和4年度の人件費率
令和5年度	7,062 人	5,324,904千円	316,953千円	935,927千円	17.6%	17.6%

(2)職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				（参考）一人当たり給与費 B/A	（参考）類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	84 人	306,123千円	39,318千円	124,093千円	469,534千円	5,590千円	5,540千円

- （注） 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3)ラスパイレス指数の状況



- （注） 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 （ ） 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合についてその理由及び改善の見込み

昇格者の若年齢化や職員分布の変動による

(4)給与改定の状況について ※人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	（参考） 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和5年度	円	円	円	%	%	%

（注） 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	（参考） 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和5年度	月	月	月	月	月	月

（注） 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔 実施 〕

実施内容

（給料表の改定実施時期） 令和6年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、県の給料表に準拠し見直しを実施。技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

（支給割合）国基準に準じて、支給割合を決定。
（実施時期）平成27年4月1日から実施。国基準と同様に、段階的に支給割合を引き上げることで実施。

③その他の見直し内容

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三川町	39.8 歳	306,300 円	341,099 円	321,903 円
山形県	43.7 歳	331,100 円	404,400 円	357,100 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.0 歳	303,305 円	349,559 円	327,177 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
三川町	50.3 歳	7 人	353,300 円	371,671 円	359,214 円	—	—	—	—
	うち業務員	3 人	350,100 円	365,067 円	356,767 円	他に分類されない 運搬・清掃・包装等従事者 飲食物調理従事者	49.1 歳	244,800 円	1.49
	うち調理師	4 人	356,500 円	378,275 円	361,661 円		45.9 歳	228,800 円	1.65
山形県	53.8 歳	422 人	332,100 円	369,700 円	348,400 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	51.0 歳	3 人	282,400 円	304,568 円	293,301 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
三川町	-	-	-
うち業務員	6,004,504 円	3,297,300 円	1.82
うち調理師	6,185,000 円	3,080,100 円	2.01

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年までの3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、居住手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		三川町	山形県	国
一般行政職	大学卒	189,900 円	199,100 円	196,200 円
	高校卒	168,300 円	168,300 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	162,800 円	163,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

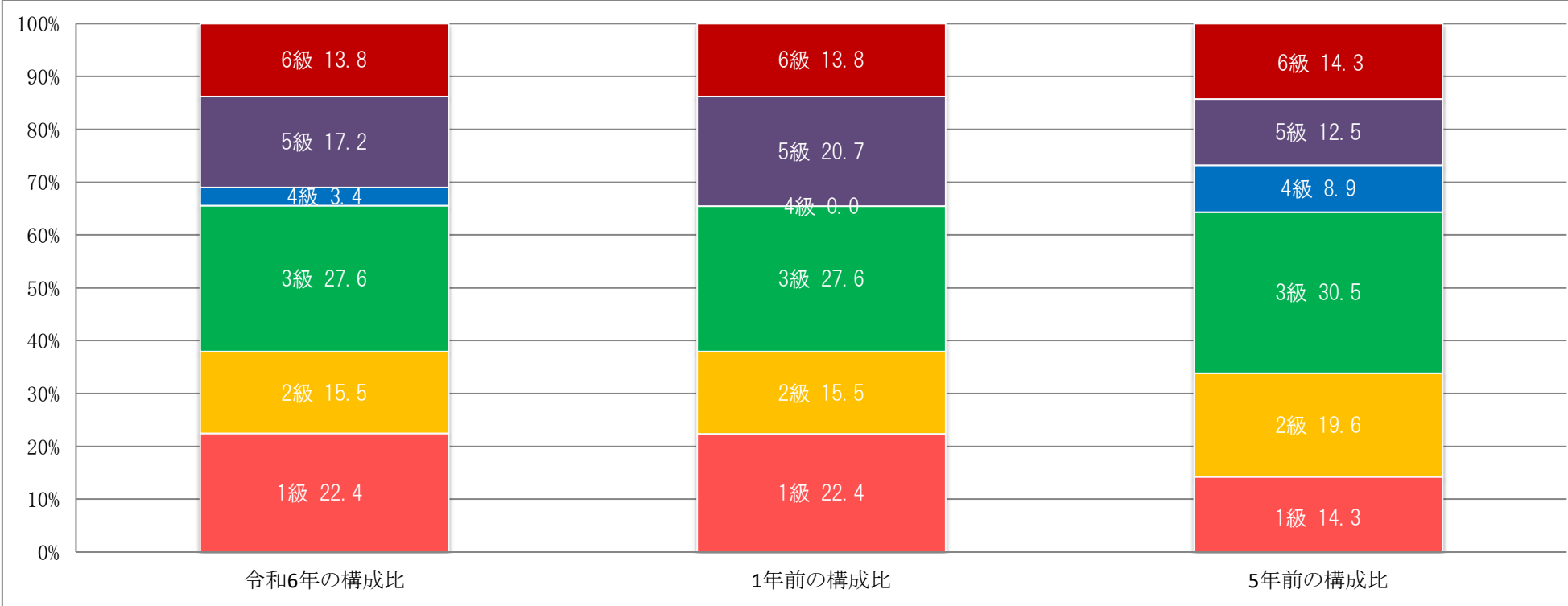
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	257,300 円	302,500 円	335,200 円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

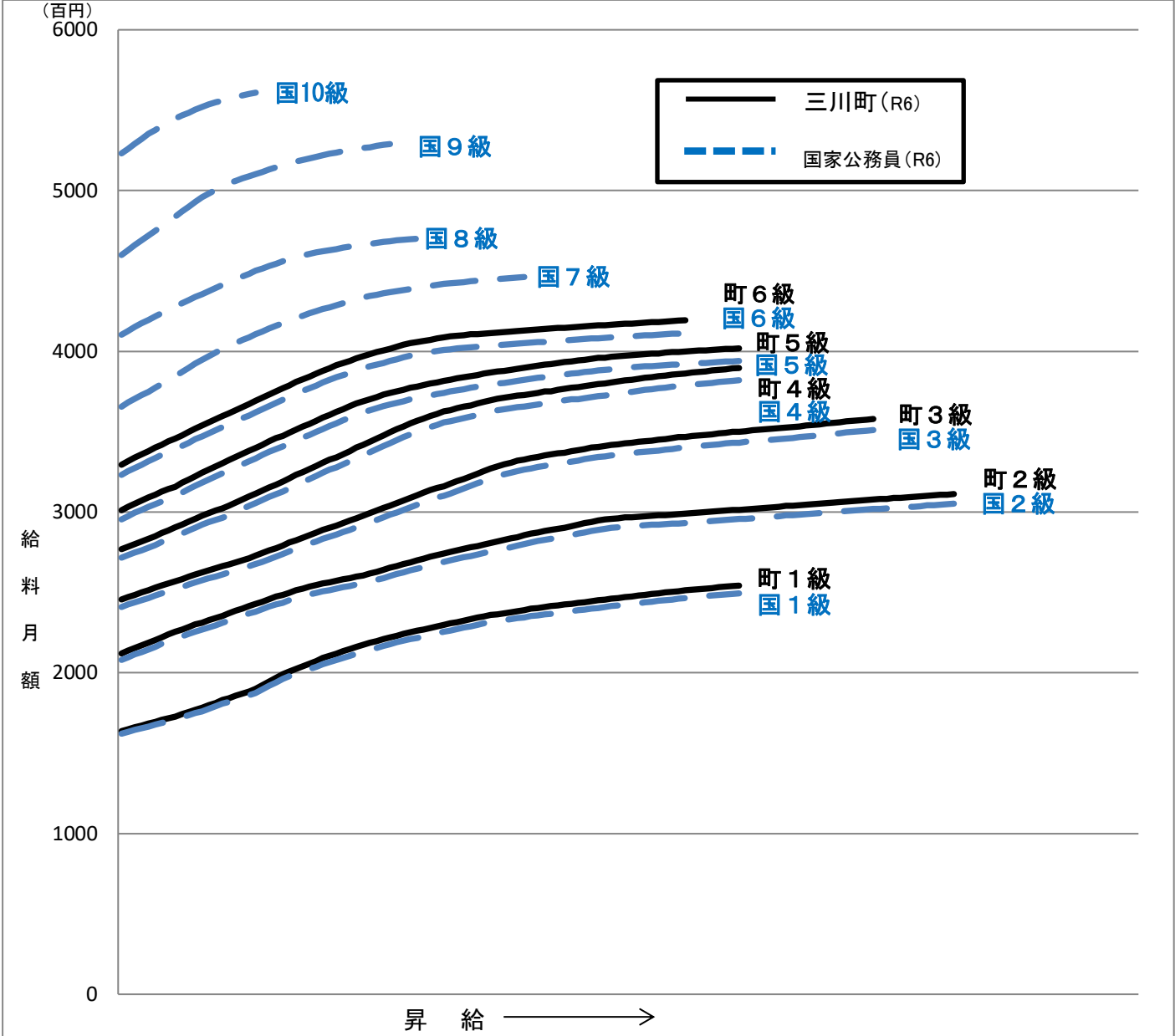
(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・主事補	13 人	22.4 %	163,700 円	254,200 円
2 級	主事	9 人	15.5 %	212,000 円	311,200 円
3 級	係長・主任	16 人	27.6 %	245,600 円	357,900 円
4 級	主査	2 人	3.4 %	276,900 円	389,600 円
5 級	課長補佐	10 人	17.2 %	301,100 円	401,800 円
6 級	課長	8 人	13.8 %	329,400 円	419,300 円

(注) 1 三川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(1)国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（三川町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				○
	標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を実施していない					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 川 町	山 形 県	国
1人当たりの平均支給額（令和5年度） 1,378 千円	1人当たりの平均支給額（令和5年度） 1,667 千円	-
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.475 月分）（0.975 月分）	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.00 月分 （1.375 月分）（0.975 月分）	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375 月分）（0.975 月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（三川町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2)退職手当（令和6年4月1日現在）

三 川 町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額	449 千円	21,521 千円			
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
東京都特別区	20%	－	－	
神奈川県横浜市	16%	－	－	
宮城県仙台市	6%	－	－	
地域手当補正後ラスパイレス指数			97.7	
（ラスパイレス指数）			(97.7)	

(4)特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度決算）		0 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	町民課職員	町税の滞納処分等	0 千円	日額100円、ただし物件の差押え及び引揚等に従事したときは300円
防疫等作業手当	健康福祉課職員	感染症患者の看護等	0 千円	日額 500円

(5)時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	17,393 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	213 千円
支給実績（令和5年度決算）	12,622 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	154 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	・配偶者・父母等 月額 6,500円 ・子 月額10,000円 ・扶養親族である子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は、1人につき月額5,000円加算	同		8,245千円	206,125円
住居手当	借家 限度額月額28,000円	異	家賃額の下限16,000円	2,569千円	233,536円
通勤手当	最短の通勤距離が2km以上の者 ①交通機関等利用（バス、電車等） ②交通用具（自動車等）使用	異	交通用具使用における認定方法	9,228千円	126,405円
管理職手当	支給する職に規定される職員に支給月額33,000円	異	支給対象職員及び支給額	3,564千円	396,000円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 定額(23千円)+距離に応じた加算額	同		0千円	0円
休日勤務手当	祝日及び休日に勤務した職員に支給 勤務1時間につき当該職員の時間単価×1.35	同		215千円	6,724円
寒冷地手当	寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に対して支給	同		51千円	51,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	町 長	625,000 円		(参考) 類似団体における最高/最低額
		(円)		870,000 円 / 523,000 円
	副 町 長	542,000 円		700,000 円 / 360,000 円
報酬	議 長	300,000 円		928,500 円 / 200,000 円
	副 議 長	245,000 円		316,000 円 / 170,000 円
	議 員	220,000 円		301,000 円 / 150,000 円
期末手当	町 長	(令和5年度支給割合)		
	副 町 長	3.205月分		
	議 長	(令和5年度支給割合)		
退職手当	副 議 長	3.205月分		
	議 員			
	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
退職手当	副 町 長	給料月額×勤続月数×100分の56.7	17,010,000 円	任期毎又は通算
		給料月額×勤続月数×100分の33.1	8,611,296 円	任期毎又は通算

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

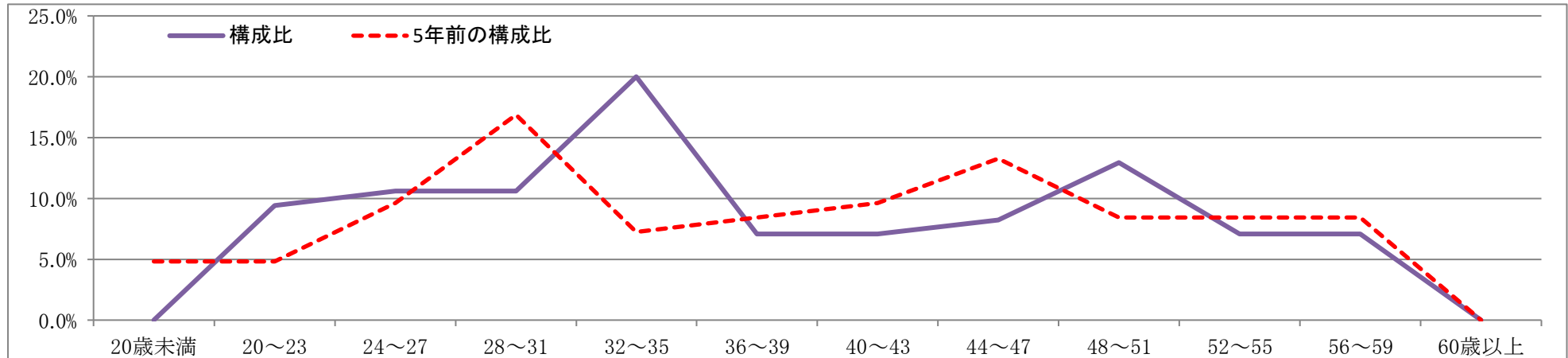
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	2	2	0	
	議 会	18	18	0	
	総 務	7	7	0	
	税 務	21	21	0	
	民 生	5	6	1	欠員補充
	衛 生	7	7	0	
	農 林	2	2	0	
	商 工	4	4	0	
	土 木	66	67	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.87人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 117.66 人)
	小 計	18	18	0	
公 営 企 業 会 計 部 門	教 育 部 門	84	85	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 120.36 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 140.80 人)
	小 計	3	3	0	
	下 水 道	5	4	▲ 1	山形県後期高齢者医療広域連合への派遣終了
合 計	そ の 他	8	7	▲ 1	
	小 計	92	92	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 130.27 人
		[106]	[106]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	8人	9人	9人	17人	6人	6人	7人	11人	6人	6人	0人	85人

(注) 職員数は一般行政職（一般職から現業職を除く）に属する職員数である。

(3) 職員数の推移 (単位：人・％)

年 度		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数 (率)
部門別	一般行政	68	67	68	66	66	67	▲ 1人 (▲ 1.5%)
	教 育	18	19	17	18	18	18	0人 (0.0%)
	普通会計計	86	86	85	84	84	85	▲ 1人 (▲ 1.2%)
	公営企業等会計計	5	5	7	8	8	7	2人 (40.0%)
総合計		91	91	92	92	92	92	1人 (1.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。